

新たな仕事への挑戦を応援！



秋田県労働移動奨励金

支給対象

令和2年2月14日以降にコロナ禍で離職され、県が指定する職業訓練を修了し、他の業種から県内の事業所に令和3年4月1日以降、正社員等で雇用され、対象業種の従業員として3か月以上勤務した方

対象業種

建設業、土木建築サービス業、道路貨物運送業

※上記職種は日本標準産業分類（平成26年4月1日施行）によります。

奨励金

30万円（1回限り）

受付期間

令和3年7月1日～令和4年2月28日（当日消印有効）

※令和3年11月末までに雇用される必要があります。

また、予算に伴い、早期に受付を終了する場合があります。

支給要件

次のいずれの項目にも該当すること

- ・県が指定する職業訓練を受講していること
- ・当該事業者で雇用された日前1年間において、対象業種の正社員または1年以上の契約期間で、対象業種の従業員として雇用されていないこと
- ・主に総務・経理等の事務的作業に従事する者として雇用されていないこと
- ・当該事業所に継続して勤務する意思があること

※支給該当の有無など、詳細は県HP「美の国あきたネット」の下記専用ページをご参照いただくか、下記「申請受付・お問い合わせ先」まで御一報ください。

申請受付・お問い合わせ先

「秋田県雇用関係給付金センター」までご連絡ください

【受付時間】 平日 9時から17時まで（休日及び12月29日～1月3日を除く）

【受付窓口】 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部雇用労働政策課 『労働移動奨励金 担当』

TEL:018-860-2331

詳細は秋田県公式HP美の国あきた専用ページ

(URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/56234>) へ

